

令和3年

第3回市議会定例会 議案第4号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定  
個人情報の提供に関する条例の一部改正について

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定  
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する  
条例（平成27年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条および第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」  
に改める。

別表第1の1の項中「住民票関係情報」という。）」の後ろに「，国  
民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者の資格に関する  
情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。） ， 高齢者の医  
療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者の資格に  
関する情報」を， 「）の支給に関する情報」の後ろに「（以下「中国残  
留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を加え， 同表の2の項中「  
住民票関係情報」の後ろに「， 国民健康保険被保険者資格情報， 生活保  
護関係情報， 中国残留邦人等支援給付等関係情報」を加え， 同表の3の  
項中「住民票関係情報」の後ろに「， 国民健康保険被保険者資格情報」  
を加える。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条および第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (提案理由)

重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情報等を加えることとし、および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため